



令和5年（2023年）12月26日（火）13時00分配付

<p>項目</p>	<p>北見保健所管内における食中毒の発生について</p>	
<p>配付資料</p>	<p>別添のとおり</p>	
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>令和5年12月15日（金）に常呂郡置戸町内の飲食店で調理・提供された食事を喫食した利用者25名中12名が12月17日（日）午前1時頃から下痢、発熱、嘔吐等の症状を呈し、うち2名が医療機関を受診した。北見保健所の調査の結果、有症者の共通食は当該飲食店において提供された食事に限られること、有症者及び調理従事者便からノロウイルスが検出されたことから、同保健所は本日、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。</p>	
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>本内容は、保健福祉部健康安全局食品衛生課においても同時に資料配付する。</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室（北見保健所） 生活衛生課長 玉置真一 電話 0157-24-4171</p>	

北見保健所管内における食中毒の発生について

令和5年（2023年）12月26日（火）午後1時

北海道オホーツク総合振興局保健環境部
北見地域保健室（北見保健所）
電話：0157-24-4171
北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
電話：011-204-5261

1 探知

令和5年12月20日（水）午後5時30分頃、常呂郡置戸町内の飲食店で会食した団体から、参加者複数名が胃腸炎症状を呈し、医療機関を受診した旨、北見保健所あてに連絡があった。

2 概要

令和5年12月15日（金）に常呂郡置戸町内の飲食店で調理・提供された食事を喫食した利用者25名中12名が12月17日（日）午前1時頃から下痢、発熱、嘔吐等の症状を呈し、うち2名が医療機関を受診した。

北見保健所の調査の結果、有症者の共通食は当該飲食店において提供された食事に限られること、有症者及び調理従事者便からノロウイルスが検出されたことから、同保健所は本日、当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。

3 発生日時（初発）

令和5年12月17日（日）午前1時00分頃

4 有症者数

12名（通院者2名、入院者0名）
※ 有症者は全員ほぼ回復した。

5 症状

下痢、発熱、嘔吐等

6 病因物質

ノロウイルス

7 原因施設

(1) 施設名：いなだ屋

(2) 所在地：常呂郡置戸町字置戸94番地1

(3) 営業者：有限会社カネヨ西島食品（代表取締役 ユウゲンガイシヤ 西島勝司 ニシジマシヨクヒン 西島勝司 ニシジマカツシ）

(4) 業種：飲食店営業

8 原因食品

当該施設が12月15日（金）に調理・提供した食事

※提供メニュー：生寿司（ブリ、ホタテ、カレイ）、天ぷら（タチ、エビ、餅）、陶板焼き、刺身（サーモン、ホタテ、かんぱち、甘エビ）、鉄砲汁（カニの味噌汁）、たこわさ、そば、酢牡蠣、先付け（ツブ貝、煮エビ）等

9 対応

北見保健所は、食品衛生法第60条第1項に基づき、営業者に対し、令和5年12月26日（火）から28日（木）までの3日間、営業停止を命ずるとともに、施設内の清掃消毒の徹底、従業員の衛生教育、衛生管理計画の作成などを指示した。

10 その他

当該施設は、12月23日（土）から営業を自粛している。